［2～4　略］

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条　［略］

［2～14　略］

15　九一六・七MHz以上九二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局若しくは移動体識別（無線設備が、応答のための装置（無線設備が発射する電波により作動し、その受信電力の全部又は一部を同一周波数帯の電波として発射する装置をいう。第四十九条の九第一号ト及び第三号ニ、第四十九条の十四第六号ト、第九号ニ及び第十号ハ、第四十九条の三十四第二項第八号において同じ。）から発射された電波を受信することにより行う移動体の識別をいう。以下同じ。）用の陸上移動局、九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局又は九一六・七MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一　九一六・七MHz以上九二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局又は移動体識別用の陸上移動局の受信装置

［表略］

二　九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局（前号に規定するものを除く。）の受信装置

［表略］

［三　略］

［16～31　略］

（九二〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備）

第四十九条の三十四　九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局（次項に規定するものを除く。）の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

［一～七　略］

2　九一六・七MHz以上九二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の陸上移動局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一　空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。

二　空中線電力は、一ワット以下であること。

三　送信空中線は、その絶対利得が六デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得六デシベルの送信空中線に一ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

［2～4　同上］

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条　［同上］

［2～14　同上］

15　九一六・七MHz以上九二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局、九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局又は九一六・七MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別（無線設備が、応答のための装置（無線設備が発射する電波により作動し、その受信電力の全部又は一部を同一周波数帯の電波として発射する装置をいう。第四十九条の九第一号ト及び第三号ニ、第四十九条の十四第六号ト、第九号ニ及び第十号ハにおいて同じ。）から発射された電波を受信することにより行う移動体の識別をいう。以下同じ。）用の特定小電力無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一　九一六・七MHz以上九二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局の受信装置

［表同上］

二　九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局の受信装置

［表同上］

［三　同上］

［16～31　同上］

（九二〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備）

第四十九条の三十四　九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

［一～七　同上］

［新設］